

行政改革推進本部の設置について

平成 25 年 1 月 29 日
閣 議 決 定

1 国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進することを目的として、内閣に行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣

本部長代理 副総理

副 本 部 長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣

本 部 員 他の全ての国務大臣

3 本部に本部長補佐を置き、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。

4 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

行政改革推進会議の開催について

平成 25 年 1 月 29 日
行政改革推進本部決定

- 1 行政改革推進本部の下、行政改革に関する重要事項の調査審議等を実施するため、行政改革推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣
議長代理	副総理
副議長	行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
構成員	内閣総理大臣が指名する国務大臣及び行政改革に関し優れた識見を有する者（うちから内閣総理大臣が指名する者）
- 3 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。